

発言表 地方創生に関する特別委員会

白石洋一君（立民）

大臣・副大臣・大臣政務官

○ 坂本^{さと}哲志^{ちか} 国务大臣

○ 長坂^{なが}康正^{さか} 経済産業副大臣

政府参考人

出入国滞在留
管理庁

君塚^{きみづか} 在留管理支援部長

外務省

石月^{いしづき} 大臣官房参事官

厚生労働省

榎本^{えのもと} 大臣官房審議官

厚生労働省

富田^{とみ} 大臣官房審議官

経済産業省

柴田^{しば} 大臣官房審議官

中小企業庁

飯田^い 事業環境部長

国土交通省

塩見^{しおみ} 水管理・国土保全局次長

1 介護施設入所者の孤独・孤立対策を！

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○金子（万）委員長代理 次に、白石洋一君。

○白石委員 白石洋一です。愛媛県から参りました。

その愛媛県では、今、変異株が猛威を振るっておりまして、重症者もたくさん出てきて、受入れももういっぱいあります。そこで奮闘されている医療関係者の方々や、あるいは、入所者が感染しても受け入れてくれないということで、介護施設で感染者を診ていらつしやる方々がおられます。その御努力に心から感謝と敬意を表したいと思っております。

そして、その介護施設なんですけれども、コロナ禍が始まって一年余りたちます。その間、入所者さんを中心に、家族との面会が制限されていて、それはやむを得ないところもあるんですけれども、だんだん孤立感にさいなまれてしまって、虚弱になつてしまふ、あるいは認知症が進んでしまふという状況が起きております。それを私なんかには職員が見るに見かねて訴えてくるというような状況

が起きております。

施設によってはそれをうまく対応しているところもあると思うんですけれども、これを国として、対面面会が難しいのであれば、オンライン面会をもっと支援すべきだと思っております。

これは地方で起きている事柄ですけれども、孤独、孤立支援担当大臣である坂本大臣、どのような対応をしていただけますでしょうか。

（金子（万）委員長代理退席、委員長着席）

○坂本國務大臣 新型コロナウイルスによりまして人との接触機会が減りまして、それが長期化したします。そのことによつて、孤独、孤立問題というのが一層顕在化しております。

御指摘のとおり、介護施設、それから医療機関におきましては、面会の制限等により孤独、孤立に悩まれている方も大変多いというふうに認識しております。入所者や入院患者とその家族のつながりを維持するために、厚生労働省におきましては、ICT導入を支援するなど、オンライン面会に関する支援がなされているというふうに承知をしております。

また、介護報酬につきましては、厚生労働省におきまして、プラス〇・七%の令和三年度介護報酬改定を行ったところというふうな承知をしております。

先般、私のところにも、過労死を防止する方が、やはりこういうオンラインの面会というものを、しっかりと、各病院でも、医院でもしてもらわなくては、ますます孤独、孤立、そういった状況

が進んでいくということで要望がありました。そういうことを踏まえて、私も厚生大臣の方に御紹介をしたところでございますけれども。

今後とも、関係省庁と連携を取りながら、入院患者、入所者を含め、孤独、孤立に悩まれている方々に寄り添うような、そして、オンラインによる面会が可能になるような対応策を総合的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員 坂本大臣も厚生大臣に働きかけをしてくださっているということで、更にそこにはお願いがあるんですけれども、厚生省がやっていることというのはハード面での支援なんですけれども、さつきICT関係とおっしゃいましたけれども、タブレット端末を買ったときにその補助をしてくれるということなんですけれども、今必要なのは手間暇なんです。

つまり、オンライン面会をセットするためには、家族と連絡を取って、家族の、どんなスマホを持っているのか、ガラ携だったら駄目だ、じゃ、施設に来てもらつて、会えはできないけれども、この機材を使つてくださいますか、そして、入所者さんにタブレット端末を持って、そして見てもらいながら、スタンバイしてもらつてスタートする。この手間暇のことを考えたら、ソフト面での支援が必要だと思っております。

先ほどおっしゃった介護報酬で、全体で見れば〇・七%アップということで、それは介護報酬全体の金額の中でのみ込んでくれという今の厚生省の方針。ですから、ガイドラインでもこのようにしてくれという善意に任せているんですね。善意

頼みだったら、施設によって差が出てしまうんです。

については、具体的に、このオンライン面会についても、ちゃんと介護報酬で報いますよ、点数がつかますよ、こういうふうにしていただきたいと思います。入所さんに食事をしてもらう、あるいはお風呂に入ってもらおう、あるいはヘルパーさんが掃除をする、それがごときに、ちゃんとオンライン面会を実現させたということに対して介護報酬で報いていただきたいんです。

この面、大臣、いかがでしょうか。

○坂本国務大臣 孤独、孤立によりまして、そして様々なお悩みを持たれる方にどう対応していくかという立場から、総合的に、今、関係各省とも考えながらやってまいりたいというふうに思っております。

○白石委員 よろしくお願います。

具体的に介護報酬で報いると。ケアマネさんが、この方だったら週に二回でいいとか、ちゃんと処方を差配した上で、そんなやみくもにやるというわけじゃない、でも、やはりそれなりの手間がかかる。施設によって、今は随分差が出ているようです。積極的なところと、それはやっても何もカウントされないからやらないというところもあるようであります。それはやむを得ないところもある。だから、それを下支えするために、国としては介護報酬で見るということを重ねてお願いしたいと思います。

次の質問です。
今、業種によって、コロナ禍、打撃を受けてい

2 衣料、アパレル販売、タオル、刺繍、縫製業界への支援を！

るところ、まずは飲食です、飲食業ですね、ここが一番です。そして次に、観光業、イベントも含めた観光業。この二つは、毎日、テレビ等でクロージングアップされています。

しかし、私、現場のお話を聞くに、少なくとも三番目ぐらいには来るのは衣料なんじゃないかなと。衣料関係ですね。

例えば、商店街で衣服を売っているところ、高齢の方が多いです。そういう高齢の方は、まず外出しなくなりました。お店に来ないですし、そういう方は外に出歩かなくなると、服も買わなくなってきたり、こういうところですね。衣料関係は困っているんですけれども。

一方、今まで見ていると、そういう、業種にスポットを置いた支援策というのは、飲食とか、あるいはG・O・Tが一番目立つんですけれども、こういう衣料関係についての支援策というのも考えていただきたいと思いますけれども、経産省の方、いかがでしょうか。

○長坂副大臣 委員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、外出の自粛、小売店の営業短縮、テレワークの浸透等の影響で、商店街のみならず、百貨店やショッピングセンターなどでの衣料などの売上げが減少をいたしております。

その販売額は、昨年の四月を底といたしまして回復傾向にあったものの、本年一月、二月は減少に転じたところでございます。おおむね前年を二割程度下回っていると思えます。

また、タオルについては、昨年の生産量が前年比で約二割減に落ち込むほか、刺しゅう、縫製を含む繊維製品の生産指数も前年比でマイナスが続くなど、私の地元も、ウール、繊維の産地でございますけれども、委員の地元の、例えば今治タオルなんかはブランド化に成功していると私どもは敬意を表しているわけですが、そういったところでも厳しい影響を受けているということは、もう本当に繊維業界は依然として厳しい状況にあるというふうに認識をいたしております。

経済産業省といたしましては、世界でも高品質と評価されている日本の繊維製品を支える事業者の皆様が国内外の市場の変化に柔軟に対応できるように、業界の方々の声を丁寧にお伺いをしながら、当省の用意をいたします支援策を活用して、思い切った事業再構築に向けた新製品の開発や、新たな販路の開拓、IT化等による生産性の向上、ブランド力の強化、さらには海外市場への進出まで、意欲のある事業者の取組をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

さらに、委員がおっしゃいますように、繊維業界の皆様にごこうした支援策を、成功事例などを広く知っていただくことも重要であると思ひ、地方経済産業局や各種団体と連携をいたしながら、説明会の開催や情報提供などを通じ、周知を図ってまいりたいと考えております。

○白石委員 長坂副大臣、お忙しい中お越しいただいてありがとうございます。

おっしゃるとおり、ふだん着、あるいは、外出用の服だけじゃない、イベントに関わる衣料、刺

しゅう、縫製が本当に大打撃を受けています。それがコンサートだったりすると、そのコンサートのキャンセル料をお支払いしますということでも、産省としてはやっていると思うんですけども、一番、地方のイベントというのはお祭りです。お祭りがなくなっている。昨年はなくなつた、今年も怪しい。お祭りに関わる産業、衣類関係、多いんですね。タオルもそうです。タオルも、やはりイベントとかスポーツ、試合があつてタオルを使う。はっぴだとか刺しゅうだとか、独特のものがあるわけです。

まず、そういった衣料、アパレル関係に絞つた支援策もやはり考えていただきたいというのが一つということと、二つ目としては、先ほど答弁でありました、事業再構築とか販売開拓についての支援策がありますよということで、これの周知を図っていききたいと。

具体的には、これは持続化補助金であるとか事業再構築補助金、この二つじゃないかなと思うんですけども、それを見ると、活用のイメージを見ると、衣服販売業の活用イメージは、ネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業ということだったり、あるいは、製造業のところにも入っているんですけども、伝統工芸品製造については、ECサイト、オンラインでの販売を開始しようというふうにあるわけですね。

確かにこれは大事です。今、大手はそれをやっている、地方でも中小はこれをやっていないといけないというのがあります。ただ、衣料、縫製、刺しゅう関係は、具体的にどういうふうにすれば

この補助を得ることができるとかという、もつとイメージを膨らむようにしていただきたいですね。この辺り、大臣、いかがでしょうか。

○長坂副大臣 それぞれ、いろいろな分野の業態で、皆さん御苦労されております。そういう中で、例えばアパレル産業に特化した需要喚起策もそうでありますけれども、各事業者が直面している課題に応じた支援が必要だと考えております。

例えば、具体的には、中小企業政策の中では、委員も御認識でございませうけれども、ものづくり補助金だとか、IT導入補助金やJAPANブランド育成支援事業などの活用を通じまして、生産性向上や販路開拓等に支援をしてまいりたいと考えております。

○白石委員 是非、衣料関係、タオルや、縫製、刺しゅうをやっている人がイメージが湧きやすい形で、活用例をもつともつと挙げてほしいんです。そして、それを知らしめて、周知していただきたいんです。

ネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業だと、まだぼかんと、余りにも抽象的過ぎるので、もつともつと具体的に、こうすればいいというところを分かりやすく、成功事例を横展開していくような形で、地方のこういう業種に携わっている方にお知らせする。それで、実際申請して、補助金という形で支援していくということをお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。技能実習生なんですけれども、地方の物づくりで、技能実習生の方が来られています。コロナが

3 ベトナム ミャンマー の技能実習生の修了後のコロナ禍の帰国関係の情報周知を！

始まって、昨年から、ベトナム、ミャンマーの方々に絞って、帰れていないんですね。実習期間が終了しても帰れていない。

実際、聞いていただいても、仕事がない場合もあります。衛生関係の仕事はあります。ティッシュとか、そういったところはあるんですけども、それ以外のところは仕事がないという場合もあつて、受入れ側の事情もあつて、帰るといふことを、その本人方、あるいは家族の元に帰るといふことを促進したいということも出てきているわけです。ところが、情報が余りにも少ない。

最新のベトナムへの帰国、そしてミャンマーへの帰国、どのようにすればよろしいでしょうか。

○石月政府参考人 お答え申し上げます。ベトナムにつきましては、現在、ベトナム政府は、新型コロナウイルス感染症の水際対策強化のため、海外から到着する航空便数を厳しく制限しており、特にベトナム人の帰国については、基本的にベトナム政府がアレンジした救済便のみに限られております。

我が国は、ベトナム政府に対し、技能実習生を含む在日ベトナム人の直面する困難等を伝えつつ、日本発ベトナム行き定期商用便の早期再開及び救済便の増便を強く働きかけているところでございます。

三月二十二日に行われた菅総理とベトナムトップの指導者であるチョン党書記長兼国家主席との電話会談におきましても、菅総理よりチョン党書記長に対して、ベトナム政府の協力を要請いたし

ました。

駐日ベトナム大使館によれば、四月中にベトナム政府による救済便が七便運航される見込みであると承知しております。

引き続き、帰国希望者の早期帰国に向けてベトナム政府と協力していきたいと考えております。

ミャンマーにつきましては、四月三十日まで商用旅客航空便の着陸禁止措置を取っており、在日ミャンマー人は、在外ミャンマー人救済便によってのみ帰国可能でございます。

現在、駐日ミャンマー大使館が四月二十二日に運航予定の救済便の搭乗希望者を募集していると聞いております。

○白石委員 そういった情報、その情報等、それから、実際、帰国するときにはどこに電話すればいいのか、登録すればいいのか、この辺がまた問題になってきますけれども、後で触れます。

それで、技能実習生、帰れない。帰れないその期間、どうすればいいのか。就労ですね。この会社ではもう仕事がないと言われた、これは実習ですから、実習が終わったのでもう終わりですと言われた。その会社の変更であるとか業種の変更、それに伴う住所の変更、そして就労ビザの変更、これらを簡潔に、どういうふうになっているのかお伝えください。

○君塚政府参考人 コロナ禍での在留資格上の特例措置について御説明申し上げます。

出入国在留管理庁では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という非常事態への対応といたしまして、現状において、その影響により本国等へ

の帰国が困難な技能実習生に対しまして、帰国できる環境が整うまでの間、特定活動六か月を許可し、その在留の継続を認めているところでございます。

このうち一定の要件を満たしている方につきましては、就労可という形で、従前と同一の業務なしはこれに関係する業務での就労を認めており、受入れ機関の変更も可能でございます。

また、就労不可として在留許可がなされた者でありまして、本邦での生計維持が困難であると認められる場合には、資格外活動の許可を受けることによりまして一週間につき二十八時間以内の就労が可能になっております。

いずれにおきましても、帰国が困難な事情が継続している場合には在留期間の更新を受けることが可能でございます。

このほか、昨年四月二十日から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇や雇止めなどを受けたことよって活動の継続が困難となっている外国人などに対しまして、一定の要件の下、特定産業分野での最大一年の就労が可能になるよう、特定活動の在留資格を許可する雇用維持支援を行っているところでございます。昨年九月七日からは、技能実習を修了し、感染拡大の影響により帰国が困難となっている技能実習生につきましても、この特例措置の対象としております。

ただいま最大一年というふうに申し上げましたけれども、現状におきまして、依然として本国等への帰国が困難な状況にあることに配慮いたしま

して、本年三月二十六日から、在留した期間が一年に達する者から在留期間の更新申請があった場合には、引き続き在留を認める取扱いとしております。

それから、就労先の変更に伴い転居した場合に関するお尋ねがございましたけれども、住居地を変更した場合は、移転した日から十四日以内に新住居地の市町村にその旨を届け出ることが義務づけられております。

したがいまして、その届出内容につきましては住民基本台帳に反映されることから、新住居地の市町村におきましても、転入した外国人を把握することはもとより可能でございます。

○白石委員 それらのこと、今、国会で、これは議事録として残る、でも、ベトナム人、ミャンマー人の方々はどう伝えるかということなんです。

先ほど外務省の方がおっしゃった帰国便の最新情報、そして、どうやればその帰国の便に乗れるのか、チケットはどこで買うのか、こういった情報をどのようにベトナム人、ミャンマー人に届けているのか、そこを確認させていただきます。

○石月政府参考人 先ほど申し上げました情報につきましては駐日ベトナム大使館のホームページに掲載されておりまして、駐日ベトナム大使館の方にコンタクトしていただければベトナムの状況については把握できる状況になっていると承知しております。

○白石委員 それは救済便のことですよね、政府がオペレートしている。ベトジェット航空等の民間の状況であるとか、

こういったところも最新の情報が届くようにしていただきたいですね。監理団体というのは、結局それは雇主のところですから、雇主の方々も情報が余り届いていないです。

そういったところを是非、これは厚労省になるのかもしれないけれども、技能実習生が帰るときまでちゃんと面倒を見てあげる、後見的に、情報を、たとえ技能実習の雇主のところから最悪解雇されても、ちゃんと帰国の途につけるようにしていただきたいということをお願いしたいと思います。何か一言、簡単に。

○富田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、技能実習法におきましては、技能実習の修了後、帰国するまでの間の技能実習生の生活に係る必要な支援につきましては、これは監理団体が行う必要があるというふうになっておりますので、簡潔に申し上げますが、就労に関する支援の情報、あるいは生活支援に関する情報等につきましては、監理団体に対して、技能実習機構という団体がございまして、周知しますとともに、技能実習生に対しても、機構のホームページを見ていただきましたら、多言語で、八か国語で情報発信しておりますし、母国語相談もございまして、そういうことも活用いただきたいというふうに考えております。

○白石委員 よろしくお願います。

例えば、ミヤンマーの帰国便の情報はフェイスブックじゃないといけないとか、ホームページとは限っていないようです。こういったところも含めて、きめ細やかに情報提供をお願いしたいと思います。

4 緊急浚渫推進事業をもっと使って地方の中小の河川浚渫を！

います。

次は、二〇一八年、西日本豪雨がありまして、そのときに痛切に地方で感じられたのは、河床が上がっていたら非常に怖い。河床はどうしてだんだん上がっていくかという、木までは生えていないけれども、草、特にアシですね、アシが生えてしまっていると、そこにどんだん砂がたまってしまつて河床が上がっていくわけですね。そこが、砂だけじゃない、いろいろなごみが詰まってしまう。干上がっているときはそこが小動物のすみかになったり、あるいは、それが枯れてきたら火事が起こるんじゃないかということで、このアシというのが非常に危ないという認識であります。

加えて、二級河川であっても、県が見ているというところで、いいんですけれども、その支流が危ない。大雨のときにはそこに水が流れ込んできて、その支流から水がそこに合流しなくなつて、そこがあふれ出るということなんです。

最後の質問としますが、緊急浚渫推進事業、これがそれに対応するものだと思うんですけども、これは意外と知られていない。実際に予算も、九百億円、令和二年度、あるのに、六百七十億円しか使われていない。それは、今まで、県、市の対応が、アシというのは草だから、それは対応しませんという、そういう習性は今も続いているんじゃないかと思うんです。この周知徹底について最後にお伺いしたいと思います。

○塩見（英）政府参考人 お答えを申し上げます。近年、自治体が管理している中小河川におきましては、維持管理の予算措置が十分でないという

このために、堆積土砂の撤去でありますとか樹木の伐採がなかなか進んでいない。それで浸水被害の発生が懸念されているところがございます。

このため、河川の流下能力を確保する上で、即効性の高い堆積土砂の撤去等を早急に進めることが重要と考えておりまして、御指摘の緊急浚渫推進事業を活用して、中小河川、あるいはその支川などにおきまして、川の流れを阻害しているアシ等の植生、それから堆積土砂等を撤去する事業を、令和二年度から五か年間集中的に推進をしております。

その制度の周知でございますけれども、この制度は、自治体にとりまして、地方債の発行、あるいは交付税措置など、大変有利な制度となっておりますので、更にこの制度が活用されますように、事業の制度でありますとか、令和二年度の活用の事例、こういったことを、総務省とも連携をしまして、自治体に分かりやすく周知を図ってまいりますと考えてございます。

○白石委員 ありがとうございます。